

宮古市暴力団排除条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために講ずる措置その他市の施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して金品その他の財産上の利益を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者に対する支援)

第6条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に取り組むことができるよう、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(普及啓発)

第7条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(公の施設の使用の不許可等)

第8条 市長、教育委員会（以下「市長等」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認められるときは、当該公の施設の使用に係る許可、承認その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができる。

(利益付与処分に関する措置)

第9条 市長等及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「排除措置対象者」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の何らかの利益を付与する処分（次項において「利益付与処分」という。）をしないものとする。

(1) 暴力団員等

(2) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 法人その他の団体であって暴力団員等がその役員となっているもの

(4) 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

(5) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

2 市長等及び指定管理者は、利益付与処分を受けた者が排除措置対象者に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。

(市の財産の貸付け等の禁止)

第10条 市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、排除措置対象者に対し、地方自治法第238条の4第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく行

政財産の貸付け、若しくはこれに対する私権の設定又は同条第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可をしないものとする。

- 2 市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、排除措置対象者に対し、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づく普通財産の貸付け、交換、売払い若しくは譲与、これを出資の目的とすること若しくはこれに対する私権の設定又は同条第2項若しくは第3項の規定に基づく普通財産の信託をしないものとする。
- 3 市長等は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある場合には、排除措置対象者に対し、物品の貸付け、交換、売払い又は譲与をしないものとする。
- 4 前3項の規定は、基金に属する財産を管理し、又は処分する場合について準用する。

(市の事務又は事業における措置)

第11条 前3条に定めるもののほか、市長等は、契約に係る事務その他市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、排除措置対象者を契約の相手方としないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年に対する指導等)

第12条 市、市民及び事業者は、青少年(18歳未満の者をいう。)が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入すること又は暴力団から危害を受けることのないよう、地域、学校、職域等において、指導、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力することにより暴力団の排除の効果的な推進に努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。